

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	東海財務局長
<b>【提出日】</b>	平成23年6月28日
<b>【会社名】</b>	フジオーゼックス株式会社
<b>【英訳名】</b>	FUJI 00ZX Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 吉川 健三
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	静岡県菊川市三沢1500番地の60
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉川健三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社1社及び持分法適用会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや重要性の大きい業務プロセスを評価の対象に追加しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社は、持分法適用関連会社（新韓バルブ工業株式会社（所在地：韓国））において不適切な資金流用が行われたことにより、当期決算で持分法投資損失が発生いたしました。

当該損失は、新韓バルブ工業株式会社の代表理事による不正融資によるものであり、同社代表理事の主導による不適切な資金流用について当社へ虚偽の報告がなされていたことが判明いたしました。これは、同社の全社的な内部統制において、理事会（取締役会）による代表理事への監視機能が不足していたこと、内部牽制が働く組織形態を構築できていなかった点で、同社の統制環境に不備があり、決算・財務報告プロセスの一部不備を招き、かつ当社の全社的な内部統制において、グループ会社管理体制（モニタリング機能）が十分に機能しなかったことにより発生したと認識しております。

また、当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、本件が平成23年3月に内部告発によって発覚した後、当社内に設置した社内調査チームによる調査を4月にかけて行い、改善策立案が当事業年度末日までに完了しなかったためであります。

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性は強く認識しており、この財務報告に係る重要な欠陥の再発防止を図るため、以下の是正措置を講じ、翌事業年度以降内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

#### [ 新韓バルブ工業株式会社に対する是正措置の内容 ]

##### 管理監督機能の強化

- ・ 外部専門家等の活用による決算・財務プロセスの強化
- ・ 理事会による代表理事への監視強化と理事会議事録の原本管理の強化
- ・ 借入及び投資に関する決裁規程の再構築
- ・ 月次決算提出資料の早期入手と内容の確認
- ・ 内部監査の強化

### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

### 5 【特記事項】

該当事項はありません。